

寒川町道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 15 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 10 号

寒川町道路占用料条例の一部を改正する条例

寒川町道路占用料条例(昭和 63 年寒川町条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第 2 条関係)

占用物件		単位	占用料
法第 32 条 第 1 項第 1 号に掲げる 工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	2,020円
	第 2 種電柱		3,100
	第 3 種電柱		4,190
	第 1 種電話柱		1,810
	第 2 種電話柱		2,890
	第 3 種電話柱		3,970
	支線及び支線柱		830
	その他の柱類		180
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メートルに つき 1 年
	地下電線その他地下に設ける線類	11	
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	1,770
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	1,080

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,610
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	1,520
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	7,610
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,610
法第32条 第1項第2 号に掲げる 工作物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	76
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		110
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		160
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		220
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		320
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		430
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		760
	外径が0.7メートル以上1メー		1,080

	ル未満のもの			
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,170	
	外径が2メートル以上のもの		4,330	
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,610	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	歩廊		140	
	その他のもの		280	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	$A \times 0.0004$	
		階数が2のもの	$A \times 0.0007$	
		階数が3以上のもの	$A \times 0.0008$	
	上空に設ける通路		3,800	
	地下に設ける通路		2,280	
	その他のもの		280	
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	76
その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	760	
政令第7条第1号に掲	看板(アーチ)であるもの	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	760

掲げる物件	を除く。)	その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	7,610
	標識		1 本につき 1 年	2,890
	旗ざお	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	76
		その他のもの	1 本につき 1 月	760
	幕(政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	76
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	760
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	7,610
		その他のもの		3,800
政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	760
前各項に該当しないもの			前各項に準じて町長が定める額	

備考

- 第 1 種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち 3 条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第 2 種電柱とは、電柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第 3 種電柱とは、電柱のうち 6 条以上の電線を

支持するものをいうものとする。

- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 Aとは、地方税法(昭和25年法律第226号)第380条第1項の規定により備え付けられた固定資産課税台帳に登録された近傍類似地の1平方メートル単位価格をいうものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町道路占用料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受けた占用に係る占用料について適用し、同日前に許可を受けた占用に係る占用料については、なお従前の例による。